大阪府教職員親睦会連合会関係文書不存在非公開決定審査請求事案その１（番号22）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査会の結論 | | 諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。 |
| 行政文書公開請求 | 請求日 | 令和２年５月27日 |
| 請求内容 | １．大阪府教職員親睦会連合会と大阪府の関係がわかる文書  ２．大阪府教職員親睦会連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって控除できる根拠がわかる文書  ３．大阪府教職員親睦会連合会による引去金について、別添のとおり、○○銀行代理人弁護士　○○氏と、大阪府との間で持たれた話し合いの内容がわかる文書 |
| 実施機関  の  決　定 | 令和２年６月10日付け教学総第1490号による不存在非公開決定。  【公開請求に係る行政文書を管理していない理由】  本件公開請求に係る行政文書は、作成または取得していないため、管理していない。  なお、「大阪府教職員親睦会連合会」（以下「連合会」という。）への掛金等については、教職員本人から金融機関あての「預金口座振替依頼書」、及び連合会あての「預金口座振替払いに関する届出書」が事前に提出されていることから、「大阪府学校職員の互助制度に関する条例」に基づく教職員の利便性向上を前提に府教育庁で取りまとめて処理しているもの。  【備考】  　本決定は請求内容の「２」にかかる文書 |
| 審査請求書 | 請求日 | 令和２年６月12日 |
| 趣旨 | 処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。 |
| 理由 | 請求文書２．について、根拠無く給与から引去金を控除することは労基法第24条１項「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」に反することから、他に定めた根拠があることは自明である。また、大阪府学校職員の互助制度に関する条例では、給与システムにおける引き落としが可能であることについて具体的な記載がないため理由に当たらない。よって不服とする。 |
| 弁明書 | | 大阪府においては、条例に基づき、条例第８条の除外事由を除き、原則、公開を請求された行政文書が存在する場合、公開することとなっている。  　条例第２条第１項の規定によれば、行政文書とは「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」である。  　上記のことを踏まえ、審査請求人は「連合会による引去金を、大阪府の給与システムによって控除できる根拠がわかる文書」の公開請求を求めたものである。 |
| 弁明書 | | 給与の支給については、本府の給与振込も全額を直接支払う原則に従い、法定控除後の給与の全額を直接教職員名の口座に振込む、または教職員の所属学校の資金前渡口座に振込み、当該資金前渡職員が現金をもって教職員に支払う、いずれかの形態を取っている。なお、審査請求人は、労基法上の給与全額支払い義務の規定を根拠に文書が存在するというが、本件は、いったん給与等が支払われた後の事務に係るものであり、審査請求人の主張はその前提を欠くものである。  なお、給与全額支払い義務に関する根拠条文として審査請求人の挙げる法令は公務員には適用されないことを念のため申し添える。  一方、連合会への掛金等の口座振替は、当該口座の名義人である教職員の自由意思により、口座振替を依頼している結果であり、連合会への掛金等相当額が給与として教職員の支配下にある口座に振り込まれるからこそ、教職員の依頼によって連合会への掛金等が口座振替されるものである。また、口座振替に関する手続きについては、教職員本人から金融機関あての「預金口座振替依頼書」、及び連合会あての「預金口座振替払いに関する届出書」が事前に提出されているものであるが、「大阪府学校職員の互助制度に関する条例」に基づき教職員の利便性向上のため府教育庁が取りまとめ処理を行うこととしているものである。  以上の理由により、本件において審査請求人が求めている行政文書は存在しないものであり、処分庁としては、不存在による非公開決定をしたものである。 |
| 判　断 | | １　教職員を含めた府職員に対しては、地方公務員法第58条第３項により労働基準法第24条第１項は適用されないが、大阪府は、地方公務員法第25条第２項に基づいて、給与全額を直接支払うという原則に従い、法定控除後の給与の全額を、直接教職員名の口座に振込む、又は教職員の所属学校の資金前渡口座に振込み、当該資金前渡職員が現金をもって教職員に支払うといういずれかの形態により、給与を支払っている。  　　連合会への掛金等の口座振替は、全額給与が支給された後に教職員名の口座から行われているものであり、給与から連合会への掛金等が直接控除されているものではなく、本件請求２に係る文書が存在しないことは、不合理ではない。  ２　よって、「審査会の結論」のとおり答申する。 |
| 経　過 | | ・令和２年５月27日　　　同月24日付け公開請求  ・同年６月10日　　　　　不存在非公開決定  ・同月12日　　　　　　　審査請求  ・同年７月３日 　　　　　弁明書  ・同年８月４日 　　　　　諮問 |